

舞岡八幡山しぜん公園・打越広場利用上ルールの概要

■利用可能な方（団体利用）

【区内登録団体】

- 戸塚区内で活動している地域団体又はこれに準ずる団体で、指導者又は責任者が引率する団体とします。（戸塚区在住・在学・在勤者が5名以上いること）
- 有料スポーツ教室等、営利団体は登録できません。（横浜市公園条例第6条）

■利用可能な種目

- 利用可能な種目は以下の通りとします。
 - 別表に定める種目
 - 自治会・町内会等が主催する運動会等の地域行事
 - その他の種目については個別にご相談ください。

別表

種目	練習	試合形式	備考
ソフトボール	○	○	
軟式野球	○	×	
硬式野球（大人）	×	×	
硬式野球（小・中学生）	○	×	
サッカー	○	×	
グランドゴルフ	○	○	
テニス	○	○	
その他の種目			個別に検討する

※各種目に必要な備品等は各団体で用意してください（持参・持ち帰り）

※野球の練習とは、キャッチボール、ランニング、素振り、ノック、トスバッティング、ティーバッティングなどを想定しています。

※その他の種目については、公園利用者の安全性、施設の保全等の観点から検討します。

■申し込み・利用調整

- 初回団体登録の方法
打越広場を団体利用するにあたり、舞岡八幡山しぜん公園打越広場管理委員会から利用ルールを説明し、登録資格を確認の上、団体登録を行います。次のメールアドレスまで、まずは連絡をお願いします。

舞岡八幡山しぜん公園打越広場管理運営委員会

メールアドレス：uchikoshi.hiroba2024@gmail.com

- 申込期間は利用希望月の前々月の15日から末日までとします。利用希望が重複した場合は抽選（事務局に一任していただきます）とし、利用希望の前月15日までにお知らせします。申込方法は団体登録時に説明します。

■登録団体のルール（抜粋）

- 場外への飛球対策のため、高反発バット（ビヨンドマックス等）の使用は禁止です。
- グラウンド保全のため、金属製スパイクシューズの使用は禁止です。
- チームの物品を公園内に置いておくことはできません。
- 管理運営委員会が行う清掃やグラウンド整備に参加してください。

※詳細については、登録時に管理運営委員会の説明を受けてください。

※このルールは令和6年3月末時点のものです。今後予告なく変更する場合があります。